

議会報告会 班長あいさつ

本日は、ご多用の中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。

この議会報告会は、本年4月に施行いたしました館山市議会基本条例に基づき実施するものです。

議会基本条例前文では「議会は、市長とともに市民の信託を受けて活動する2元代表制の一翼を担う市民の代表機関であり、直接選挙で選ばれた議員による合議制の機関として、市民の意思を市政に的確に反映させる使命が課せられている。」としています。

この理念に基づき、市民の皆様と議会の関係を第3章で規定し、市民の皆様に情報提供と説明責任を果たすことと、市民の皆様の多様な意見をお聞きして、政策提案を拡大しようとしているものです。

また、本報告会の趣旨は、議員個々の考え方を発表する場ではないことをご理解下さい。

市民の皆様と意見交換する場を具現化したものが今回の議会報告会でありませぬ。

初めての試みであり、行き届かない点もあるかと存じますが、実りある未来志向の意見交換ができたらと思っております。

なお、事前に質問・意見を募集しておりましたが、3名の方からご質問・ご意見がありましたので、文書で回答させていただきました。